

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

- 1．鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条の規定により、改正法の施行期日については公布後 1 年を超えない範囲において政令で定める日とされている。
- 2．今回、改正法に関する周知期間を設けるとともに、改正法の施行に係る混乱の発生を避けるため、狩猟期間が終了する日の翌日である平成 19 年 4 月 16 日から改正法を施行することとする。

今回の改正法の内容には狩猟に関する制度が多く含まれており、仮に狩猟期間（10 月 15 日（北海道では 9 月 15 日）から 4 月 15 日）内に制度改正を行った場合、狩猟者や近隣住民に対して十分な周知が必要であるが、現場の自治体にとって過大な負担となるばかりか、周知が十分でない場合には、狩猟事故につながるおそれもある。

なお、これまでの鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に際しても、狩猟期間が始まる日又は終了した日の翌日から施行してきたところである。